

総務企画委員会記録
<第1号>

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年9月17日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成22年9月17日 金曜日
開 会 午前10時24分
散 会 午前10時51分

場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第9号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について（先議案件）

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君
委 員	玉 城 義 和 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長 兼 島 規 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、乙第9号議案について説明いたします。

お手元の資料、平成22年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。32ページをお開きください。

乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任について説明します。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が、平成22年7月15日で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました長嶺恭子氏は、税理士として実績があり、民間企業の経営状況等に明るく、また、人格が高潔であることから、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第9号議案の概要を説明いたしました。
御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 前回、社民・護憲ネットの委員の2人も反対しました。私は議員になって10年経過しましたが、人事案件で反対したのはたった1回しかないわけです。前回だけ。10年間反対もしなかったのに、反対したということの意味を十分に理解していただきたいなと思います。三役の案件初めすべての委員人事を含めて、すべて賛成をしてきて、前は反対したということの意味は何であったのかということ、県の側でむしろ理解してほしいと思っております。

今回私たちは賛成の意向ではありますが、社民・護憲ネットの委員としてはきょう確認をして、賛成の意向ではありますが、ただ少し聞いておきたいことがあります。前回の皆さんのほうからの説明は、県の行政に明るくて、しかも福祉関係の人事が大事になるので福祉を知っている人を入れたいと言っていたのに、今回民間からということ、いったい何が変わったのかなど。私は福祉を知っている人で、前回みたいに三役もやって、会長をやって、またこっちにということ批判したのであって、私があのときに言ったのは、県の人事委員会か人事課かそういうものを勤めたことがあって、福祉関係にもかかわった人はたくさんいるのではないですかと。その中から探してもらえばよいのではないですかと。渡り歩くようなことはやめたほうがいいですよと言ったのですが、今回がらりと変わって民間で、民間のことについて明るいと言われると、ちょっと前回との整合性がないと思っておりますが、そのことをお聞きしたいと思います。

○**兼島規総務部長** 今回の人事委員会委員の提案でございますけれども、前回は手配しましたときに私のほうでも御説明を申し上げました。まず人事行政、今回の重要な課題として、給与水準の確保であるとか、人事評価制度の整備であるとか、それから人材育成、それから職員の心身の健康管理の問題、それから

多用な人材の確保。多岐にわたっているわけです。その中で委員の人選に当たっては、これを踏まえてひとつ人選したいと。6月議会におきましては、その中でも重要な課題の一つとして福祉分野に着目した形での提案でございましたけれども、6月議会の審査を受けまして、私どもとしてももう少し幅広く人選をやらないとなかなか理解が得られないのかなということも含めて、福祉分野等々、それから県の人事に明るい方々の人選等々も含めて、もう少し幅広く人選をしようということで人選をした結果でございます。

○新里米吉委員 すっきりしないけれども、相当苦し紛れだなということを理解して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の話をもう少し客観化して聞きたいのだけれども、例えば今総務部長が言った人材育成だとか、人事行政だとか幾つか挙げた話等の関連ですけれども、例えばこういう出され方をすると人格高潔と言われてもよくわからないので、議論のしようがないですよ。だからよっぽどでない限り問答無用というか、余り問答しないで通すということになるので、少し客観的に、例えばこの人事委員会であれば、この委員の構成の仕方ですらどういう役割を持つ人たちをどう構成していくとか、そういうわかりやすい基準を示していただかないと今のような議論になってしまうわけです。だから、前は福祉と言っていて、今回はもっと総合的にと言われるとよくわからなくなるわけで。まずそういう意味で、人事委員会委員の人数は何名ですか。

○兼島規総務部長 人数は3名でございます。

○玉城義和委員 この3名の構成というか、例えばどういう分野からどう選んでいるかという基準はあるのですか。こういう専門の方々を入れるという基準はあるのですか。

○兼島規総務部長 基準はございませんけれども、人事委員会の役割として例えば職員の措置要求に対する審査であるとか、それから不服申し立てとか、そういったものがあるものですから、他県も含めてですけれども、弁護士は1人入れるという一つの考え方を持っているということでございます。今2人のう

ち、1人は弁護士の竹下勇夫委員、あと1人は沖縄銀行顧問の仲吉朝信委員—彼が委員長ですけれども、このお二人は今委員ということになっております。

○玉城義和委員 私は、そういう意味ではもう少し客観化して法律専門家を入れるとか、この3名であればもう少しわかりやすいような、そばから見ていても、なるほどこの人が入ってこの構成になるんだなとわかるようなことでないと、なかなかその人が適当であるかどうかというのは、我々はその人も知らないわけで議論のしようもないし、どうやっていいのかわからないということになってしまって、そういう意味ではもう少しこの構成について、客観的に人事行政というのは、どういう専門家が必要なのか私はよくわかりませんが、1人は法律専門家ということはわかりました。だからあとの2人はどういうところから入れるかということをもう少し客観化する必要があるのではないのでしょうか。どうですか。

○兼島規総務部長 人事行政はなかなか幅広いところがありまして、そういった意味で言うと客観化についてももう少し検討していきたいと思っておりますけれども、経済界—今回税理士の方を選んだのですけれども、ある面で人事委員会の重要な役割の中で給与の勧告があるわけです。そうすると、やはり民間企業の実態等々と比較して給与勧告はなされるものですから、民間給与であるとか、民間の経営であるとか、そういった分野に明るい方ということも一つの視点であります。そういった意味で今回税理士の方を選定したわけですけれども、幅広い分野であります、確かにおっしゃるように、こういう役割があつて、この分野に精通した人ということについては、我々ももう少し検討していきたいと思っております。

○玉城義和委員 経営者を入れるということ、要するに人事の側から経営者を入れるということ、あるいは他の労働委員会とか、最低賃金とかいろいろありますが、使用されている側からどう見るのかとか、そういう意味では時間を区切って毎回ということではなくていいと思うのですが、そういう意味でのルールをつくって、客観化していただきたいと申し上げておきます。

それから、この選任の経過ですけれども、我々は全くわからないわけですから、例えばこういう方—長嶺恭子さんを選んでいくのは、どういう経過で出てきているのでしょうか。もし言えるのであれば、少し教えてもらいたい。

○兼島規総務部長 ここにつきましては、我々のほうとしてもいろんな分野の

方々を想定しながら人選していくわけですけれども、その中で税理士につきましては、沖縄税理士会、それから税理士に明るい方々の意見等々を聞きながら人選していく形になります。そのほかに委員についても、例えば弁護士ですと沖縄弁護士会からの推薦であるとか、そういった手続を踏みながらやる場合もありますけれども、税理士の場合については、沖縄税理士会、それから税理士の委員の方々等々の意見を聞きながら選任しているということでございます。

○玉城義和委員 よくわかりませんが、人事に1人は経営者、1人は弁護士ということであって、人事に税専門家が入ってくるというのが何かよくわからないので、経過を聞いたわけですが、今のような話では少しわからないのですが、これ以上やってもあれですから、これで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 前回反対してきただけに、今回これを認めるという意味では、根拠を明確にしたほうが私はいいと思います。前回、先ほどもありましたが、やはりこれは天下りの人事であってはならないと私は反対したのですが、やはりこの人事委員会は、先ほど総務部長がおっしゃるように、不服申し立てだとか、措置の審査だとか、人事委員会勧告だとか極めて公平というのか、公平な立場に立たざるを得ないということの委員であるならば、やはり今回出されている方も、この履歴の範囲しかわからないのですけれども、公平な立場をとってくれるであろうと思って了解をしますけれども、いずれにしても先ほど言った根拠については、この委員の役割で審査することによって、客観的に公平な審査に当たることを私は要望をしておきたいと思います。そうでないとこのことが、いろいろな立場というか、わからないだけに難しいのですよ。だから基準がまだ不明確というか、弁護士とか言われていますが、そういう人事委員会勧告をやるときには、この人が民間の調査とか勧告も含めてどういう立場をとっているのかもわからないし、そういった意味ではこの委員については、できるならばちゃんとした基準があれば審査しやすいと思いますが、今後のこともあるので、できるならばやはり何というのか、極めて根拠が明確にできるように努力をしてもらって、公平な審査ができるように努めてもらいたいと要望だけはしておきます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 先議案件になった理由は、6月定例会で否決されたからであることは間違いありません。7月15日で任期が満了していることでありますけれども、きょうは9月17日、2カ月間不在のままで人事行政があったわけでありまして。皆さん方は急いでいらっしゃるようですけれども、何とのか、人選の中で時間がかかったかもしれませんけれども、その間における委員会の運営で何か問題はあったのでしょうか。

○**兼島規総務部長** 私どもが前議会でしっかりと皆さんに説明して、同意を得られればよかったですけれども、残念ながら同意を得られないという事態が生じまして、ついでに言いますと、先ほど申し上げましたように3名の合議制の委員会になっております。いろいろな決定をしてくるわけですけれども、やはり合議制ですので、どうしてもやはり基本的には3名が必要になるんですね。2人というのは、ある面では異常な事態であります。そういう案件が出てきた場合に、もう一人が欠けた場合には開けないという事態が出てくるものですから、大変厳しいことでありましたけれども、私どもの説明不足でございまして、人事委員会のほうにはこの2人体制でしっかりやってくれということで今までできました。ただ今回、人事委員会勧告という大事な案件を10月の下旬に控えています。やはりその人事委員会勧告等については、しっかり合議でもってやっていただきたいというのが私どものお願いでありまして、こういうぐあいで今回先議案件でお願いしていることとございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○**浦崎唯昭委員** だから今総務部長がおっしゃられたように、大事な3名での合議で進めなければならないという中で、9月には臨時会もあったわけですよ。そういう意味では、その場でも御提案をいただくような状況はつくるべきではないのかなという感じがするのですけれども、そういう意味での大事な勧告を前にしての選任はもっと急いでやるべきではなかったのかなと先ほど来のお話を聞きながら感じるのですけれども、なぜ—先議案件でやるのもいいのでしょうかけれども、もっと前に、しかも臨時会もありましたし、その場で提案をすることも大事なことではないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○**兼島規総務部長** 臨時会ということも少し想定はしましたけれども、ただこ

ういう人事案件でありますので、極めて慎重に、また6月議会のこともあったものですから、やはり議会をしっかりと開いてしっかりと審議をしていただくということも含めて、それからもう一つは、やはりああいう6月議会での結果ですので、人選について我がほうもやはり慎重な上にも慎重を重ねてしっかりと人選をしていくということもあったものですから、こういう形での9月議会の提案、そして先議案件というお願いになっていますので、よろしくお願いいたします。

○浦崎唯昭委員 先ほど総務部長がおっしゃるような合議制の中で、そんなに困ってなかったのではないの。本来なら急いでいるのであれば、そのことが優先されるのであれば、今の御説明よりも人事委員会の委員会体制をしっかりとさせることを判断しなくてはいけないのではないですか。

○兼島規総務部長 うまくいったとはもちろん言いませんけれども、ただこの間、例えば試験の面接であるとか、いろんなことがございました。その間人事委員会は2人の委員の方で奮闘していただいたのですけれども、やはりここに来て、どうしても大変重要な人事委員会勧告が10月の中旬に控えていることもあって、そこのほうをしっかりとターゲットとして、そこのほうで3名体制になれば何とかできるのかなという判断もあって、今回の9月議会の提案ということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 公正公平とかという、非常に今回の案件は私はいいと思っ
ているのですけれども、問題は不服申し立てとか、職員の措置とか、給与の勧告
とかということだから、やはりこういう方々が個人的に偏ったどうのこうので
そういう対応ができるはずはないし、非常にいいと思っ
ているのですけれども、ただ、税理士ですよ。この人は、登録されているというのは開業しているの
ですか。税理士事務所を持っているということですか。沖縄税理士会登録とい
うのはどういうことですか。

○兼島規総務部長 個人で持っているということではなくて、父親と共同の税
理士事務所のほうにいらっしゃいます。

○照屋守之委員 弁護士もそうだけれども、税理士、非常に信頼を持っていま

すよね。でも弁護士もそうだけれども、税理士もたくさんいますよね。先ほどの前の福祉分野を幅広くとらえてということなんだけれども、この税理士にもそれぞれの分野の専門的な人とか、そういうのは実際あるんですか。よくわからないんだけど、一言で税理士というけれども、どうですか。詳しい部分とか、こういう方がまたどういうものに秀でているとか、税理士はこういうものもあるのか。どうですか。

○兼島規総務部長 これは特にないかと思いますが一企業経営の税理士ですので。ただこの方は公益法人の税理も携わっているようで、そういった意味で県関連の校舎関係等々の税についても詳しいようですので、そのあたりが少し我々としても選考するための一つの基準、目安になったということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫